

第9回 子ども家庭福祉人材の専門性確保 WG	構成員提出資料
平成29年11月14日	

構成員提出資料①ー3

(一時保護ガイドライン(素案)に対する意見)

○西澤座長代理提出資料

一時保護ガイドラインについて

- ・集団生活ありきの書き振りになっている気がします。基本的には「個別化」が前提であることを明確に示す必要があるように思います。
- ・児童養護施設が小規模化している現状において、一時保護所はそれに追いついていないのが現状であり、その改革が求められます。ですので、ガイドラインでは、子どもの基本的な生活単位が4~6人の規模であることをまず明示すべきでしょう。
- ・「混合処遇」に関して言及されているところが一箇所ありますが、混合処遇の定義が曖昧なままに使用されており、また、それへの対応も明確とは言えないように思います。むしろ、上記の生活単位の小規模化を徹底することで、ことさら「混合処遇」に焦点を当てる必要は無くなるのかもしれませんが。実際、児童養護施設では、小規模化を徹底することによって、さまざまな背景を持つ子どもたちにケアが適切に行えていることを経験しています。
- ・「日課」や生活の「スケジュール」はあって当然という印象を与える文章になっている気がします。見通しを与えてくれるという日課の利点に関する私の記述を採用いただいた点には感謝します。しかし、全体に日課による生活という管理的な色彩が感じ取られます。上記のように、日課には利点がありますが、それも「個別化」の対象であり、一人一人が異なったオーダーメイドの日課で生活するというのが基本だと思います。日課ありきではないことを明示する必要があるように思います。
- ・上記と関連しますが、「生活指導」や「学習指導」という言葉が散見されます。「指導」は不適切ですし、法律で定められた一時保護の目的には指導は含まれていません。ですので、「生活支援」「学習支援」とすべきです。といたかく、日課によって生活を組み立て、その枠に子どもをはめ込もうとする現状をどう変えるかが、非常に重要だと思います。
- ・全体に編集が必要だと思います。現在の文案では、理念や枠組みが書かれているところに、突然、事務的な内容の記述があるなど、未整理の感があります。整理が必要だと思います。
- ・同じ単語の繰り返しや重複、異なった様態の語句の並列、通常の叙述文に「こと。」で終わる文章が混在するなど、日本語としてかなりお粗末です。プルーフリーディングが必要です。
- ・数は少ないですが、児童という言葉があります。また、「問題」とすべきところが「課題」となっています。
- ・本来は「~すべき」と記載されるはずが、「望ましい」と書かれている箇所がかなりあり、気になります。これは、都道府県への気遣いなり、配慮でしょうか？だとしたら、それは不要だと思います。ソーシャルワークの使命の一つは社会改革です(リッチモンドは、「革命の小売」と表現しました)。改革すべきところは、明確に断言する必要があると思います。